

一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可
申請事案の処理方針について

一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可申請については、
事案の迅速かつ的確な処理を図るため、下記によることとしたので公示する。

平成 1 5 年 3 月 2 0 日

- 一部改正（平成 1 9 年 8 月 1 0 日付け公示第 5 8 号）
- 一部改正（平成 2 0 年 4 月 1 日付け公示第 4 1 号）
- 一部改正（平成 2 5 年 1 1 月 7 日付け公示第 6 2 号）
- 一部改正（平成 2 7 年 3 月 1 8 日付け公示第 3 4 号）
- 一部改正（令和元年 9 月 1 0 日付け公示第 3 8 号）
- 一部改正（令和 7 年 8 月 1 4 日付け公示第 5 3 号）

内閣府沖縄総合事務局長

記

1. 一般貨物自動車運送事業の事業許可申請について

一般貨物自動車運送事業許可申請に対する審査は、貨物自動車運送事業法第 6 条に
規定する許可の基準に基づいて厳正・公平に行うものであるが、特に次の事項に従っ
て審査する。

(1) 営業所

- ① 使用権原を有すること。
- ② 農地法(昭和 2 7 年法律第 2 2 9 号)、都市計画法(昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号)、
建築基準法(昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号)等関係法令に抵触しないこと。
- ③ 規模が適切なものであること。
- ④ 必要な備品を備えているなど、業務遂行上適切なものであること。

(2) 最低車両台数

- ① 営業所毎に配置する事業用自動車の数は種別(貨物自動車運送事業法施行規則(以
下「施行規則」という。)第 2 条で定める種別)ごとに 5 両以上であること。

- ② 計画する事業用自動車（以下「計画車両」という。）にけん引車、被けん引車を
含む場合の最低車両台数の算定方法は、けん引車＋被けん引車を1両と算定する。
- ③ 霊きゆう運送、一般廃棄物運送、一般的に需要の少ないと認められる島しょ（他
の地域と橋梁による連絡が不可能なもの。）の地域における事業については①に拘
束されないものとする。

（3）事業用自動車

- ① 計画車両の大きさ、構造等が輸送する貨物に適切なものであること。
- ② 使用権原を有するものであること。

（4）車庫

- ① 原則として、営業所に併設するものであること。ただし、併設できない場合は、
営業所との距離が5 km以内であること。
- ② 車両と車庫の境界及び車両相互間の間隔が5 0 cm以上確保され、かつ、計画車両
数すべてを収容できるものであること。
- ③ 他の用途に使用される部分と明確に区画されていること。
- ④ 使用権原を有すること。
- ⑤ 農地法(昭和27年法律第229号)、都市計画法(昭和43年法律第100号)等
関係法令に抵触しないこと。
- ⑥ 前面道路については、原則として幅員証明書により、車両制限令(昭和36年制令
第265号)に適合すること。

（5）休憩・睡眠施設

- ① 原則として、営業所又は車庫に併設するものであること。
- ② 乗務員が有効に利用することができる適切な施設であり、乗務員に睡眠を与える
必要がある場合には、少なくとも同時睡眠者1人当たり2.5 m²以上の広さを有す
るものであること。
- ③ 使用権原を有するものであること。
- ④ 農地法(昭和27年法律第229号)、都市計画法(昭和43年法律第100号)等
関係法令に抵触しないこと。

（6）運行管理体制

- ① 車両数及びその他の事業計画に応じた適切な員数の運転者を常に確保し得るもの
であること。この場合、確保する運転者は、貨物自動車運送事業輸送安全規則第3
条第2項に違反する者でないこと。
- ② 選任を義務づけられる員数の常勤の運行管理者を確保する管理計画があること。
- ③ 勤務割及び乗務割が平成13年8月20日国土交通省告示第1365号に適合す
るものであること。
- ④ 運行管理の担当役員等運行管理に関する指揮命令系統が明確であること。
- ⑤ 車庫が営業所に併設できない場合には、車庫と営業所が常時密接な連絡をとれる
体制を整備するとともに、点呼等が確実に実施される体制が確立されていること。
- ⑥ 事故防止についての教育及び指導体制を整え、かつ、事故の処理及び自動車事故
報告規則に基づく報告の体制について整備されていること。

- ⑦ 積載危険品等の運送を行うものにあつては、消防法(昭和23年法律第186号)等関係法令に定める取扱資格者が確保されていること。

(7) 点検及び整備管理体制

- ① 選任を義務づけられる員数の常勤の整備管理者を確保する管理計画があること。
 ただし、一定の要件を満たすグループ企業(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号及び第4号に定める子会社及び親会社の関係にある企業及び同一の親会社を持つ子会社をいう。)に整備管理者を外部委託する場合は、事業用自動車の運行の可否の決定等点検及び整備管理に関する業務が確実に実施される体制が確立されていること。
- ② 点検及び整備管理の担当役員等点検及び整備管理に関する指揮命令系統が明確であること。

(8) 資金計画

- ① 所要金額の見積りが適切なものであること。
- ② 所要金額の調達に十分な裏付けがあること、自己資金が所要資金に相当する金額以上であること等資金計画が適切であること。
- ③ 自己資金が申請日以降許可日までの間、常時確保されていること。

所用資金

車 両 費	分割の場合頭金及び1年分の割賦金。ただし、一括払いの場合は取得価格。リースの場合はリース料の1年分
建 物 費 (営業所、車庫、休憩施設等に必要部分)	分割の場合頭金及び1年分の割賦金。ただし、一括払いの場合は取得価格又は賃借料の1年分
土 地 費 (営業所、車庫、休憩施設等の用地)	分割の場合頭金及び1年分の割賦金。ただし、一括払いの場合は取得価格又は賃借料の1年分
器具、工具、備品等	取得価格(割賦未払金を含む。)
運 転 資 金	人件費(役員報酬、給与、手当、賞与、法定福利費(健康保険、厚生年金、雇用保険、労災保険))、燃料油脂費、修繕費及びタイヤチューブ費のそれぞれ6ヶ月分
そ の 他	強制賠償保険料、適切な保険金額の任意保険料[対人・対物(危険物の運送に対応するもの)]等、自動車税、自動車重量税のそれぞれ1ヶ月分及び登録免許税等

(9) 法令遵守

- ① 申請者又はその法人の役員は、貨物自動車運送事業の遂行に必要な法令知識を有し、かつ、その法令を遵守すること。
- ② 健康保険法（大正11年法律第70号）、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく社会保険及び労働保険（以下「社会保険等」という。）の加入義務者が社会保険等に加入すること。
- ③ 申請者又は申請者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）が、貨物自動車運送事業法又は道路運送法の違反により、申請日前6ヶ月間（悪質な違反については1年間）又は申請日以降に、自動車その他の輸送施設の使用停止以上の処分又は使用制限（禁止）の処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する役員として在任した者を含む。）ではないこと。
- ④ 新規許可事業者に対しては、許可書交付時等に指導講習を実施するとともに、運輸開始の届出後1ヶ月以降3ヶ月以内に実施される地方貨物自動車運送適正化事業実施機関の適正化事業指導員による巡回指導によっても改善が見込まれない場合等には沖縄総合事務局による監査等を実施するものとする。

(10) 損害賠償能力

- ① 自動車損害賠償責任保険又は自動車損害賠償責任共済に加入する計画のほか、一般自動車損害保険（任意保険）の締結等十分な損害賠償能力を有するものであること。
- ② 石油類、化成品類又は高圧ガス類等の危険物の輸送に使用する事業用自動車については、上記①に適合するほか、当該輸送に対応する適切な保険へ加入する計画など、十分な損害賠償能力を有するものであること。

(11) 許可に付す条件

- ① (2)③に該当する事業については、車両数について特例を認めることとし、許可に際して当該事業に限定するなどの条件を付す。
- ② 許可後1年以内に運輸を開始する旨の条件を付す。
- ③ 運行管理者及び整備管理者の選任届を運輸開始前（整備管理者の選任届については、選任後15日以内に運輸開始する場合にあっては、選任後15日以内）に提出する旨の条件を付す。
- ④ 運輸開始前に社会保険等加入義務者が社会保険等に加入する旨の条件を付す。
- ⑤ 特定の荷主を対象とする事業については、荷主が特定単数であれば特定貨物自動車運送事業の許可申請を、荷主が特定複数であれば一般貨物自動車運送事業の許可申請を指導することとし、荷主を限定する旨の条件を付することはしないこととする。

(12) 欠格事由

施行規則第3条の2第1項第3号、第2項第3号及び第3項第3号に規定する者に

は、申請者の役員に占めるその役員の割合が2分の1を超える者や、申請者の株主と株主の構成が類似している者等が該当するものとする。

2. 貨物自動車利用運送をする一般貨物自動車運送事業の許可申請について

貨物自動車利用運送をしようとする場合の一般貨物自動車運送事業の許可申請については、1. に掲げる審査方針に加え、次の事項を審査する。

(1) 貨物自動車利用運送に係る営業所

1. (1)①～③について審査を行う。

(2) 業務の範囲

「一般業務」又は「宅配便業務」の別とする。

(3) 保管体制

保管体制を必要とする場合は保管施設を保有していること。

3. 特定貨物自動車運送事業許可申請について

特定貨物自動車運送事業許可申請に対する審査は、貨物自動車運送事業法第35条第3項に規定する許可の基準に基づいて厳正・公平に行うものであるが、特に次の事項に従って審査する。

(1) 運送の需要者

① 運送の需要者は、単数の者に特定され、当該荷主の輸送量の大部分の輸送量を確保できるものであること。

② 運送契約の締結及び運送の指示を直接行い、第三者を介入させないものであること。

(2) 営業所

1. (1)の基準を準用する。

(3) 最低車両台数

営業所毎に配置する事業用自動車の数は5両以上であること。

ただし、特定の運送需要者の輸送量など実情に応じて沖縄総合事務局長が個別に認める場合においては、この限りではない。

(4) 事業用自動車

1. (3)の基準を準用する。

(5) 車庫

1. (4)の基準を準用する。

(6) 休憩・睡眠施設

1. (5)の基準を準用する。
 - (7)運行管理体制
 1. (6)の基準を準用する。
 - (8)点検及び整備管理体制
 1. (7)の基準を準用する。
 - (9)資金計画
 1. (8)の基準を準用する。
 - (10)法令遵守
 1. (9)の基準を準用する。
 - (11)損害賠償能力
 1. (10)の基準を準用する。
 - (12)許可に付す条件
 1. (11) ②～④を準用する。
 - (13) 特定貨物自動車運送事業と一般貨物自動車運送事業との関係
特定の運送需要者を新たに追加する場合は、特定貨物自動車運送事業の廃止及び一般貨物自動車運送事業の許可申請の手続を指導すること。
4. 貨物自動車利用運送をする特定貨物自動車運送事業者の許可について
 2. の基準を準用する。
 5. その他
一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可書を交付する際には、以下のとおり取扱う。
 - (1) 貨物自動車運送事業報告規則第3条の規定に基づき、運輸開始前に、別途定める様式により報告をすること。
 - (2) 施行規則第44条の規定に基づき、別途定める様式により運輸開始の届出を行い、納付義務を負う保険料の納付の徹底を図ること。

附 則

1. この処理方針は、平成15年4月1日以降、当局管内陸運事務所において、受理する申請及び届出について適用する。
2. 平成2年10月1日付け公示第48号で公示した「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可申請事案の処理方針について」については、平成15年3月31日限り廃止する。

附 則（平成 19 年 8 月 10 日一部改正）

1. 本処理方針は、平成 19 年 9 月 10 日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。
2. 「道路運送車両法の一部を改正する法律等の施行に伴う整備管理者制度の運用について」（平成 15 年 3 月 18 日付け国自整第 216 号）の一部改正に伴い、整備管理者の外部委託が禁止される者について、同通達の施行時点で外部委託を行っている一般貨物自動車運送事業者及び特定貨物自動車運送事業者については施行日から 2 年間、施行前に一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可を申請した者については、その申請による運輸の開始の日から 2 年間、外部委託を継続することを可能とする。

附 則（平成 20 年 4 月 1 日一部改正）

本処理方針は、平成 20 年 7 月 1 日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。

附 則（平成 25 年 11 月 7 日一部改正）

本処理方針は、平成 25 年 12 月 1 日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。

附 則（平成 27 年 3 月 18 日一部改正）

本処理方針は、平成 27 年 6 月 1 日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。

附 則（令和元年 9 月 10 日一部改正）

本処理方針は、令和元年 11 月 1 日以降に申請又は届出のあったものから適用するものとする。

附 則（令和 7 年 8 月 14 日一部改正）

本処理方針は、令和 7 年 8 月 14 日以降に申請又は届出のあったものから適用するものとする。